

第75回（平成30年9月28日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第75回個人情報保護委員を開会いたします。

議題1、特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1について、資料1と別紙を用いて説明いたします。

「1. 対象機関」については都道府県、市区町村及び基礎項目評価書を提出した教育委員会等で、2,209機関でございます。

「2. 報告内容」についてでございますが、委員会が設定した項目に関し、平成29年度の実施状況及び実施計画等について、機関ごとに報告を求めておりました。

「3. 報告結果」については別紙をご覧ください。

初めに【**規程及び事務の範囲**】についてでございます。ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」との回答でございました。

次に【**研修**】についてでございます。①及び②の研修については、ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」との回答でございました。③研修のフォローアップが未実施の機関においては「研修を実施するための体制が整備できていない」との課題がございました。

これらの「対応」としましては、当委員会ウェブページに掲載している資料について、引き続き安全管理措置セミナー等で紹介を行うこと、フォローアップが未実施の機関については、進捗管理ができるeラーニングの活用等についても紹介を行いたいと考えております。

2ページの【**管理状況の把握（監査）**】についてでございます。

昨年度の定期報告で課題になる機関が多かった監査についても、ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」との回答でございました。未実施の機関においては「監査を実施するための体制が整備できていない」との課題が多く、次いで「監査計画の策定ができておらず実施できていない」旨の課題がございました。

これらの「対応」として、改善が見られていることから、監査のためのチェックリストを示すなどして引き続き安全管理措置セミナー等で啓発を行いたいと考えております。

次に【**管理状況の把握（ログの分析）**】でございます。

他の項目と比べ「実施予定」あるいは「実施している」と回答した機関の割合が広がっております。未実施の機関においては「分析方法が分からない」との課題が多く、次いで「分析を実施するための体制が整備できていない」旨の課題がございました。

これらの「対応」として、立入検査等により把握した効果的な取組について、検査結果事例集等で紹介を行うこと、また、安全管理措置セミナー等でも手法を紹介していきたい

と考えております。

3 ページの【システム及び機器等の管理】についてでございます。ほとんどの機関が「実施している」との回答でございました。③端末の盗難や紛失防止策が未実施の機関においては「端末の更新を予定しており、その際に措置を講じる」等の回答がございました。

これらの「対応」として、未実施の機関については個別にヒアリングを行い、助言を実施することを考えております。

4 ページの「2. 安全管理措置を実施する上での課題等への対応」について報告いたします。

【研修】についてでございますが「対応」として、マイナンバーガイドラインの改正により、新たに「研修未受講者に対して再受講の機会を付与する」ことを記載し、フォローアップが必要であることを明確にしております。

【ログの分析】についてでございますが、「対応」として、マイナンバーガイドラインの改正により、新たに「ログと関連する書面の記録を照合し、確認する」ことを記載し、手法の例示を行いました。また、検査結果事例集において、ログの分析についての具体的な事例を示すなどして周知を行う予定でございます。

【監査】についてでございますが、「対応」として、マイナンバーガイドラインの改正により、監査が必要であることを明確にしましたので、実施方法等については引き続き安全管理措置セミナー等で周知を行ってまいります。

なお、本報告結果でございますが、委員会終了後報道発表を予定しております。

報告は以上でございます。

○堀部委員長 ただいまの報告につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

○加藤委員 おおむね必要な措置が講じられているとのことでしたが、例えば、規程が整備されていない地方公共団体では、その他の安全管理措置も実施できないのではないかと思います。研修や監査についても少数とはいえ、未実施の団体もあるようです。そういった団体については、個別に対応することなどが必要ではないかと思います。

さらに、安全管理措置を実施する上で課題がある団体については、安全管理措置セミナーなどを通じて支援していくことが必要ではないかと思います。

○堀部委員長 定期的な報告は、特定個人情報の取扱いについて、地方公共団体の実態を把握する上で重要な手段であります。今回把握した課題について、地方公共団体の意見を聞きながら対応していきたいと思っております。

公表についても対応をお願いします。

次に、議題2、個人情報保護法ガイドラインの改正について、池田企画官から説明をお願いします。

○池田企画官 それでは、議題2につきまして、資料2-1及び2-2に基づきまして説明申し上げます。

まず、資料2-1をご覧ください。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラ

イン（通則編）」は、改正個人情報保護法の全面施行に向けまして、2016年11月に策定したものでございます。

昨年5月の改正個人情報保護法の全面施行から1年以上が経過し、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられましたお問合せの内容ですとか、事業者から寄せられました質問等も踏まえまして、個人情報保護法の解釈の明確化等を図ることが望ましい箇所について、記載の追記等を行う必要がございますため、今回通則編の改正について御審議を賜りたいと考えてございます。

改正の事項の内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

資料2-1の2の「（1）第三者提供制限の第三者に該当しない場合（法第23条第5項及び第6項関係）」についてでございます。

まず、法第23条第5項第1号に規定されております委託についてでございます。委託先は、委託された個人データの取扱いに関する業務以外に個人データを利用することはできないことを明記させていただきたいと考えてございます。

具体的な改正案文につきましては、資料2-2の5ページをご覧ください。

中段でございますが「提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。」としております。

続きまして、法第23条第5項第3号に規定されております共同利用についてでございます。

こちらは、個人データを共同利用する際の留意点について明記させていただきたいと考えてございます。具体的な改正案文につきましては、資料2-2の6ページをご覧ください。

中段でございますが、「当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。」としております。

次に、資料2-1で申し上げますと、2の「（2）保有個人データの開示（法第28条関係）、開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）」についてでございます。

こちらの具体的な改正案文につきましては、資料2-2の8ページ及び10ページを併せてご覧ください。

まず資料2-2の8ページの「保有個人データの開示」についてでございます。法第28条第2項第2号に定めます「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合として、個人情報取扱事業者の業務の実施により重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なとき限定されるものであり、単に開示すべき個人データの量が多いという理由のみでは、一

般には、「著しい支障を及ぼすおそれ」には該当しない旨を記載させていただきたいと考えてございます。

10ページの「開示等の請求等に応じる手続」についてでございます。

法第32条第2項前段について、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すこと、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めることを意味するものではないことを、明確化させていただきたいと考えてございます。

次に、資料2-1で申し上げますと、2の「(3)安全管理措置(法第20条関係)」についてでございます。

こちらは「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の改正内容と整合性を図る観点から「(別添)講ずべき安全管理措置の内容」の箇所において、安全管理措置として講ずることが望ましい措置として例示されている取扱区域の管理手法や外部からの不正アクセスの防止等に係る記載を改正させていただきたいと考えているところでございます。

具体的な改正案文につきましては、資料2-2の11ページから13ページを御確認ください。

このほか、今回は修辭上の修正を併せて行わせていただきたいと考えてございます。御審議の上、御承認いただきましたら、速やかに行政手続法第39条に基づく意見公募手続に付させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 御説明ありがとうございました。

適切な箇所の修正になっていると判断しております。特に委託と共同利用のところですが、日々、相談ダイヤルの内容を見ておりますと、受領者及び提供者との認識の違いからトラブルに発展したり、また質問もかなり多いように感じておりました。こういった形で、丁寧に範囲を示し明確化することにより、より分かりやすくなりますので、この明確化のところは、とても有効な修正であると思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

熊澤委員。

○熊澤委員 私からは、保有個人データの開示について意見させていただきます。

開示請求権は個人情報保護法の基本的なルールの一つであり、大変重要であるにもかかわらず、例外規定の拡大解釈により不適切な対応が見られることは、大変残念であると思っております。今回の改正により、円滑な開示手続が促進されるとともに、事業者における積極

的な対応に期待したいと考えています。

確かに、データのデジタル化によって紙ベースでの開示と比べて、対応の難しさがあることも事実だと思います。しかしながらデータ開示の重要性を認識して、事業者には適切に対応していただき、ひいては自らの信頼性の向上につなげていただきたいという考えです。

開示請求権は、改正法で明確化がされたところであり、委員会としても引き続き実態をよく見ていくことが大変重要であると思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今回の改正は、改正個人情報保護法全面施行後初の内容の修正を伴うものでありまして、説明にありましたように、相談事例等を踏まえて、より分かりやすくするということになります。

行政手続法第39条に従いまして、パブリックコメントを実施しまして、提出された意見を踏まえまして、更に適切に対応していきたいと思います。

ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、10月12日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。